

指定給水装置工事事業者指定事項変更等のご案内

表-1 変更に必要な提出書類

変更事項	提出書類		(様式第10)	定款又は	登記事項	住 民 票	(様式第2)	旧の指定	事業所の	変更日からの
			変 更 届	寄付行為	証 明 書	又は外国人 登録証明書	誓 約 書	証の返納	写真及び 位 置 図	提 出 期 限
氏名又は名称及 び住所並びに法 人にあつては、そ の代表者の氏名	法 人	○	○	○	-	○	○	○	△	30日以内
		個 人	○	-	-	○	○	○	△	30日以内
法人にあつては、 役 員 の 氏 名		○	-	○	-	○	-	-	-	30日以内
事業所の所在地		○	-	法人のみ	-	-	-	-	○	30日以内
電 話 番 号		○	-	-	-	-	-	-	-	遅滞なく

表-2 給水装置主任技術者の氏名又は交付番号及び選任、解任及び事業の廃止、休止、再開
の提出書類

変更事項	提出書類		(様式第3)	給水装置工事主任技 術者の免状の写し(A4)	(様式第11)	旧の指定証 の 返 納	変更日からの
	(様式第10)	給水装置工事 主任技術者 選任・解任届書	給水装置工事主任技 術者の免状の写し(A4)	指定給水装置工事 事業者廃止・休止・ 再開届出書	の 返 納	提 出 期 限	
主任技術者の氏名又 は主任技術者が受け た免状の交付番号	○	-	○	○	-	-	30日以内
給水装置工事主任 技 術 者 の 選 任	-	○	(保険証、賃金台帳、 源泉徴収書の写し等)	-	-	-	原則30日以内
給水装置工事主任 技 術 者 の 解 任	-	○	-	-	-	-	原則30日以内
事業の廃止・休止	-	-	-	○	○	-	30日以内
事 業 の 再 開	-	-	-	○	-	-	10日以内

〈注意事項〉

1. 事業所ごとの主任技術者が欠けたときは、発生した日から **14 日以内**に選任すること。
2. 指定事項の変更を期限内に申請しない場合は、「指定の取消し」要件に該当しますので注意して下さい。
3. 登記事項証明書及び住民票の写しは、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。
4. 主任技術者を選任する時は、免状の写しと雇用関係が解るものを添付して下さい。
5. 申請書等については、楷書で丁寧に記入してください。フリガナの必要な箇所については、必ず記入してください。提出書類が不足している場合は受付できません。
6. 申請者及び届出者名は代表者名で申請して下さい。
7. 名称の変更とは個人の名前の変更や有限会社から株式会社が変わる場合等のことである。
8. 個人から個人(相続を含む)、個人から法人又は法人から個人に変わる時は、廃止届を提出し新会社又は個人の名前で新規の手続きをして下さい。
9. 廃止届を提出する場合は、受けていた工事全てを終了した時点で廃止届及び指定工事事業者証を提出すること。
10. 指定事項等の内容に変更が生じた場合は、変更届等により高砂市水道事業所2階配水課給水係まで速やかに申請して下さい。